

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、本市職員の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、本市職員の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況 (2) 職員の競争試験及び選考の状況</p> <p><u>(3) 職員の給与の状況</u> <u>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u> <u>(5) 職員の休業の状況</u> <u>(6) 職員の分限及び懲戒処分</u>の状況 <u>(7) 職員の服務の状況</u></p> <p><u>(8) 職員の研修及び勤務成績の</u>評定の状況 <u>(9) 職員の福祉及び利益の保護</u>の状況 <u>(10) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況 (2) 職員の競争試験及び選考の状況 <u>(3) 職員の人事評価の状況</u> <u>(4) 職員の給与の状況</u> <u>(5) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u> <u>(6) 職員の休業の状況</u> <u>(7) 職員の分限及び懲戒処分</u>の状況 <u>(8) 職員の服務の状況</u> <u>(9) 職員の退職管理の状況</u> <u>(10) 職員の研修の状況</u> <u>(11) 職員の福祉及び利益の保護</u>の状況 <u>(12) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>